

これからの ASBJ の活動に期待する

ASBJ/FASF の印象深い 出来事

専修大学商学部 教授 あんどう ひでよし
安藤 英義



企業会計基準委員会（ASBJ）/財務会計基準機構（FASF）設立 10 周年にあたり与えられた執筆の機会に、その誕生から今日までの重要な出来事のうち、強く印象に残っていることを書かせて頂く。

ドイツを見れば、日本は真正直すぎたのではないかと思われる。

1 ASBJ/FASF の設立

ASBJ の設置・運営を主目的とする FASF の設立（2001 年 7 月）は、民間 10 団体（経済団体連合会・日本公認会計士協会・全国証券取引所協議会・日本証券業協会・全国銀行協会・生命保険協会・日本損害保険協会・日本商工会議所・日本証券アナリスト協会・企業財務制度研究会）により、主務官庁の設立許可を得て、行われた。

政府（旧大蔵省/現金融庁）の企業会計審議会に代わって会計基準の開発を行う ASBJ 設置の契機は、海外にあった。すなわち、従来の国際会計基準委員会（IASC）から国際会計基準委員会財団（IASCF）と国際会計基準審議会（IASB）への改組（2001 年 4 月）に際して、加盟国の基準設定主体は民間組織でなければならないと伝えられたことによる。ASBJ/FASF の設立は、政府（金融庁）の関係法令との繋がりの無いままに行われた。この点、フランスや

2 企業会計基準第 1 号の公表と 取扱い

2002 年 2 月、企業会計基準第 1 号「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」が公表された。これは、2001 年 6 月商法改正により株式会社の資本制度が大幅に規制緩和されたことに対して、企業会計の立場から必要な会計処理を定めたものである。この問題はまず企業会計審議会企画調整部会で意見交換が行われ、これを基に ASBJ で検討を重ねて企業会計基準第 1 号は策定された。これは ASBJ の始動期らしい過程であった。

同年 3 月、金融庁は事務ガイドライン「『自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準』の取扱いについて」を公表し、同基準は「証券取引法の規定の適用に当たっては、『一般に公正妥当と認められる企業会計の基準』として取扱い」云々とした。

同年 5 月、民間 9 団体（前記 10 団体から解散した企業財務制度研究会を除く）は連名で、「（財）財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表される企業会計基準等の取扱い（準拠性）について」を公表し、「企業会計基準委員

会から公表される企業会計基準は、所要の手続きを経て、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準となるので、私どもも設立団体の構成員、会員等をはじめとする市場関係者にとっても、それに準拠し、あるいは判断の拠り所となる企業会計上の規範であります」とした。

このように、企業会計基準第 1 号の取扱いについて、金融庁の事務ガイドラインが公表されているにも関わらず、民間 9 団体によっていわば後援声明が行われた。これは、事務ガイドライン（官報掲載外）の法的確実性に不安があったからに違いない。

金融庁はその後も、ASBJ が公表する個々の企業会計基準について、それぞれ事務ガイドラインを公表して、法令上の位置づけ（いわば認知）を行ってきた。この方式は 2009 年 4 月まで行われたが、同年 12 月、法的確実性にまさる金融庁告示（官報掲載）による方式に変更された。これには次の事情があった。

2009 年 6 月企業会計審議会公表の「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」に沿って、金融庁は国際会計基準（IFRS）の限定的な任意適用を 2010 年 3 月期決算から認めた。これに合わせて金融庁は、連結財務諸表規則等の改正を行い、IFRS の法令上の取扱いを金融庁告示によって明示することにした。そして同様に、ASBJ が公表する企業会計基準についても、告示方式へと変更したのである。

3 当初の財政難

FASF の財政は、加盟会員（法人会員、個人会員）の年会費によってそのほとんどが賄われる。このため、とくに上場会社は全社加入が目標とされてきた。2011 年 3 月末におけるその加入率は、全上場会社の 90%、一部上場会社

及び東証全上場会社では 99% に達している。しかし設立当初の 2002 年 3 月末の加入率は全上場会社の 29% に過ぎず、したがって大変な財政難であった。当時の理事長・事務局長の苦勞は、並大抵のものではなかった。

2002 年 1 月、FASF 理事長名で「財務会計基準機構へのご加入のお願い」文書が、相当範囲の大学教員および学会にも郵送された。これには、「ご参考」として「入会に伴う会員のメリット」（2001 年 11 月付け文書）が同封されていた。会員は、FASF のホームページ（会員用サイト）から ASBJ および IASB の詳細検討状況・資料等をタイムリーに入手できること、ASBJ の刊行物を無料で入手できること、講演会・セミナー等に原則として無料で参加できることが、そこに書かれていた。当時は、公表された企業会計基準でさえ、会員以外はホームページで見ることができなかった。

個人会員としての加入は個人の自由であるが、法人会員としての学会の加入となると、学会によって問題となった。日本会計研究学会では、当時の会長が加入手続きを行ってから、理事会にその事後承認を求めた。しかし、理事会は紛糾し、最後は採決の結果、圧倒的多数で加入案は否決された。主な理由としては、第一に、当学会の会員には財務会計以外の研究者も多いことから、会員の会費を FASF に継続的に使うことには問題があること。第二に、当学会は研究を専らとする団体であり、FASF のような団体へ齎金することには、筋合いの問題があることである。

4 公益財団法人 FASF の目的拡大

2009 年 11 月、FASF は財団法人から公益財団法人へ移行した。従来の寄附行為は改正されて定款となったが、その内容、とくに目的（第

3条)に注目すべき変化があった。それは、第一の目的について、従来は「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の調査研究・開発」としていたが、これを「一般に公正妥当と認められる会計基準の調査研究・開発」と変更したこと。併せて、目的の一つである「ディスクロージャー制度其他企業財務に関する諸制度の調査研究」を、「ディスクロージャー及び会計に関する諸制度の調査研究」へと変更したことである。事業(第4条)の記載もこれに合わせて改められた。

要するに、調査研究・開発の範囲が、「企業会計の基準」から「会計基準」へと拡大し、併せて、「企業財務に関する諸制度」から「会計に関する諸制度」へと変更されたのである。この定款変更を審議した理事会・評議員会合同会

議(2008年12月)において、変更理由として事務局から、「公会計、会計と税務の調整等に関する事業を追加する」旨の説明がなされている。すなわち、「企業会計」「企業財務」から、公会計等まで含む「会計」への範囲拡大が行われたのである。

この拡大には、企業会計の(他の会計領域への)一般化傾向の他に、IFRSを巡る当時の国内外の動向から、FASBの将来に向けて事業拡大余地の必要などの要因が考えられる。会計基準を開発する委員会は未だ企業会計基準委員会(ASBJ)だけであるが、財団の名称は当初から「財務会計基準機構(FASF)」である。この財団名は、定款変更による事業拡大の可能性を見越していたのかもしれない。もしそうなら、先見性に脱帽である。